

公益社団法人東海市シルバー人材センター会費規程

平成 24 年 4 月 1 日
東海市シ例規第 3 号

改正 平成 27 年 2 月 26 日東海市シ例規第 2 号
令和 2 年 5 月 15 日東海市シ例規第 1 号 平成 29 年 5 月 17 日東海市シ例規第 2 号
令和 7 年 6 月 6 日東海市シ例規第 6 号

公益社団法人東海市シルバー人材センター会費規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人東海市シルバー人材センター一定款（平成 24 年東海市シ例規第 1 号）第 7 条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第 2 条 会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 会費は、別表に定める額とする。
- (2) 前号の全部または一部の会費については、病気又はその他の特別な事由により理事会で承認を得た場合には、免除することができる。

(納入期日)

第 3 条 会費は、毎年 1 回 4 月末日までに納入するものとする。

- 2 新規入会申込者は、入会を承認された後、1 月以内に納入するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、会長が特別な理由があると認める場合は、別に納入期日を定めることができる。

(会費の使途)

第 4 条 会費は、一事業年度における合計額の 50 % 以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則（平成 24 年東海市シ例規第 3 号）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成 27 年東海市シ例規第 2 号）

この規程は、平成 27 年 2 月 26 日から施行する。

附 則（平成29年東海市シ例規第2号）

この規程は、平成29年6月8日から施行する。

附 則（令和2年東海市シ例規第1号）

この規程は、令和2年5月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和7年東海市シ例規第1号）

この規程は、令和7年10月1日から適用する。

別 表（第2条関係）

1 会 費 年額2,000円

2 プレミアム会員会費 年額2,000円にわーくりい知多個人負担分2,400円の合計

年度途中入会の場合の年額は以下の表のとおりとする。

加入月	シルバー人材 センター会費	わーくりい知多 個人負担額	計
4月	2,000円	2,400円	4,400円
5月	2,000円	2,200円	4,200円
6月	2,000円	2,000円	4,000円
7月	2,000円	1,800円	3,800円
8月	2,000円	1,600円	3,600円
9月	2,000円	1,400円	3,400円
10月	2,000円	1,200円	3,200円
11月	2,000円	1,000円	3,000円
12月	2,000円	800円	2,800円
1月	2,000円	600円	2,600円
2月	2,000円	400円	2,400円
3月	2,000円	200円	2,200円